

## ○鴨川市で農業経営を始める

農地) 農地法第3条に基づく許可が必要

農業経営の基本となる農地の取得(売買、賃借等)については、農地法第3条の許可を受けなければ、農業者と認められません。

### ○新規就農者の農地取得面積

平成20年3月

下限面積	地 区 (大 字)
50a	下記地区以外
40a	東江見、西江見、江見東真門、江見西真門、江見外堀、江見内遠野、江見青木
30a	太海、太海浜、天面、江見吉浦、西山、小湊、内浦
20a	浜荻、天津、清澄、四方木

(農地法第2項第5項抜粋) 北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール(都道府県知事が、農林水産省令で定める基準に従い、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積)

その他にも、通作距離や営農計画などの審査を得て許可されます。

【そんな大きな農地ではないけど、農家に農地を貸してもらっている。】

鴨川市内でも、農業者ではないけれど農地を借りているという方も多数いらっしゃいます、その場合、農地の権利に関しては認められませんので、「明日返してくれ。」と言われれば返さなければいけません。

借りられた場合はあくまでも、地権者の農家さんの手伝いをしていると考えてください。農家さんにしてみれば田畑を荒らしたくないし、誰だかわからない人に任せる事もしませんので、運よく借りることが出来たのは信用があるということです。

また、農家戸々は経営者(社長)ですので、高齢化に伴って労働力が足りなくなってくると、既存の農業では耕作しにくい農地から経営を切り離していきます。

新規就農目的で農地を借りるのであれば、その農地を一生耕作していく覚悟が必要ですし、楽しくいきいきと農業に向かっている姿勢が試されます、そこで信頼を勝ち取れば次のステップに進めます。

新規就農の前に、市内に知人・友人を作り、集落と付き合っていくことが肝心です。

### ○標準小作料 農業委員会が定める。当事者は土地賃貸借料の基準としています。 平成20年3月

農地区分	標準小作料額(10a当り)	備 考
田	上	20,000円 基盤整備済み、順ずる水田、又は収量8俵/10a以上
	中	15,000円 上田・下田以外の水田、又は収量7俵/10a程度
	下	9,000円 山間谷田等、又は収量6俵/10a以下
畑	設定しない	

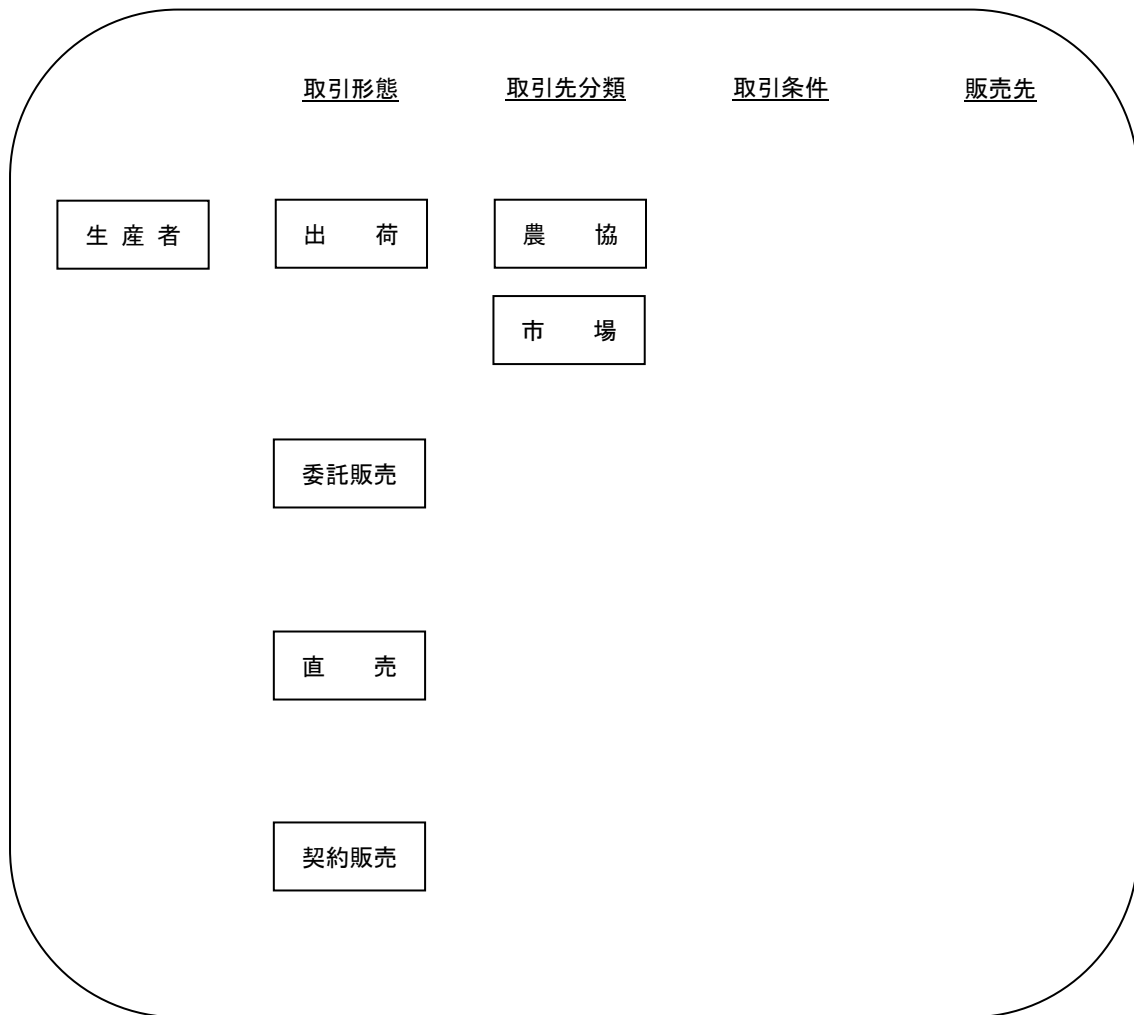
経営)

大多数の農業経営は、家族（世帯）でおこなわれていますが、近年では農作業の効率化を図るため機械などの導入に伴い農業法人での経営が進められています。

農業経営の方法として株式会社などの農業法人の設立は視野に入れてください。

詳しい相談は・・・千葉県農業会議に

## 農産物の販売)



## 農作物の収益性)

鴨川で新たに農業経営をおこない販売まで結びつける時に重要なのが直売所の活用や直販ですが少量多品目の生産が望まれます。

また、家庭菜園においても年間の作付けをシュミレーションしていけばレベルアップにもつながり、家庭菜園が家計に果たす役割が大きいのがわかります。

但し、プロが生産した場合ですので機械器具の保有・労働力などの経営規模によっても違いますので、参考程度に。